

令和6年かすみがうら市議会第4回定例会
市長提出議案概要書

令和6年11月21日

かすみがうら市

目 次

○ 報告〔 7 件 〕

報告第 11 号	専決処分事項の報告について	
	〈損害賠償の額の決定及び和解〉	1
報告第 12 号	専決処分事項の報告について	
	〈損害賠償の額の決定及び和解〉	2
報告第 13 号	専決処分事項の報告について	
	〈損害賠償の額の決定及び和解〉	3
報告第 14 号	専決処分事項の報告について	
	〈損害賠償の額の決定及び和解〉	4
報告第 15 号	専決処分事項の報告について	
	〈損害賠償の額の決定及び和解〉	5
報告第 16 号	専決処分事項の報告について	
	〈損害賠償の額の決定及び和解〉	6
報告第 17 号	専決処分事項の報告について	
	〈損害賠償の額の決定及び和解〉	7

○ 承認〔 2 件 〕

承認第 9 号	専決処分事項の承認を求めることについて	
	〈令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）〉	
		8～9
承認第 10 号	専決処分事項の承認を求めることについて	
	〈令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）〉	
		10～11

○ 条例に関する議案〔 4 件 〕

議案第 65 号	かすみがうら市再編関連訓練移転等交付金基金条例の制定について【新規】	12
議案第 66 号	かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	13
議案第 67 号	かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	14
議案第 68 号	かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	15

○ 予算に関する議案〔 4 件 〕

議案第 69 号	令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）	16～21
議案第 70 号	令和 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	22
議案第 71 号	令和 6 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）	23
議案第 72 号	令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	24

○ その他の議案〔 2 件 〕

議案第 73 号	公の施設の区域外設置に関する変更協議について	25～30
議案第 74 号	市道路線の廃止について	31～32

報告第 1 1 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
1 要 旨 市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するもの 2 内 容 （1） 相手方 土浦市在住の個人 （2） 示談内容 ・過失割合 かすみがうら市 5 0 % : 相手方 5 0 % ・損害賠償額 かすみがうら市 9 , 1 2 5 円 相手方 9 , 1 2 4 円 （3） 事故の内容 市が管理する市道 7 - 0 0 5 1 号線、上稲吉 1 3 9 0 番 1 0 地先において、抉れた土の路肩に、相手方が運転する車両の左側前輪が落ち、タイヤが破損した。 3 専決処分日 令和 6 年 9 月 2 9 日 〔 都市建設部 : 道路課 〕	

報告第 1 2 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
1 要 旨 市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するもの 2 内 容 （1） 相手方 土浦市在住の個人 （2） 示談内容 ・過失割合 かすみがうら市 5 0 % : 相手方 5 0 % ・損害賠償額 かすみがうら市 1 8 , 5 6 5 円 相手方 1 8 , 5 6 5 円 （3） 事故の内容 市が管理する市道 7 - 0 0 5 5 号線、中志筑 3 3 2 5 番 1 地先において、舗装損傷により空いた穴に、相手方が運転する車両の左側後輪が落ち、タイヤが破損した。 3 専決処分日 令和 6 年 9 月 2 9 日 〔 都市建設部 : 道路課 〕	

報告第 13 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
1 要 旨 市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するもの 2 内 容 （1） 相手方 千葉県印西市在住の個人 （2） 示談内容 ・ 過失割合 かすみがうら市 50%：相手方 50% ・ 損害賠償額 かすみがうら市 44,825 円 相手方 44,825 円 （3） 事故の内容 市が管理する市道 7-0055 号線、中志筑 1053 番地先において、舗装損傷により空いた穴に、相手方が運転する車両の左側前輪が落ち、タイヤが破損した。 3 専決処分日 令和 6 年 9 月 29 日 〔 都市建設部：道路課 〕	

報告第 1 4 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
1 要 旨 市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するもの 2 内 容 （1） 相手方 水戸市在住の個人 （2） 示談内容 ・過失割合 かすみがうら市 5 0 % : 相手方 5 0 % ・損害賠償額 かすみがうら市 3 , 4 5 0 円 相手方 3 , 4 5 0 円 （3） 事故の内容 市が管理する市道 7 - 0 0 5 5 号線、中志筑 3 3 1 0 番 2 地先において、舗装損傷により空いた穴に、相手方が運転する車両の左側前輪が落ち、タイヤが破損した。 3 専決処分日 令和 6 年 9 月 2 9 日 〔 都市建設部：道路課 〕	

報告第 1 5 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
1 要 旨 市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するもの 2 内 容 (1) 相手方 つくば市在住の個人 (2) 示談内容 ・過失割合 かすみがうら市 5 0 % : 相手方 5 0 % ・損害賠償額 かすみがうら市 3 3 , 4 1 8 円 相手方 3 3 , 4 1 8 円 (3) 事故の内容 市が管理する市道 8 4 5 9 号線、加茂 5 1 3 6 番 1 地先において、道路にはみ出した樹木の枝に、相手方が運転する車両が衝突し、フロントガラスが破損した。 3 専決処分日 令和 6 年 9 月 2 9 日 〔 都市建設部：道路課 〕	

報告第 16 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
1 要 旨 市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するもの 2 内 容 （1） 相手方 かすみがうら市在住の個人 （2） 示談内容 ・過失割合 かすみがうら市 100%：相手方 0% ・損害賠償額 かすみがうら市 13,255 円 相手方 0 円 （3） 事故の内容 市が管理する市道 8-0426 号線、稲吉東二丁目 2465 番 3 地先において、ビスが上を向いて外れた境界プレートを、相手方が運転する車両の左側後輪が踏みつけ、タイヤが破損した。 3 専決処分日 令和 6 年 10 月 3 日 〔 都市建設部：道路課 〕	

報告第 17 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
1 要 旨 市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するもの 2 内 容 （1） 相手方 かすみがうら市在住の個人 （2） 示談内容 ・ 過失割合 かすみがうら市 50%：相手方 50% ・ 損害賠償額 かすみがうら市 43,450 円 相手方 43,450 円 （3） 事故の内容 市が管理する市道 8－1668 号線、上土田 103 1 番地先において、道路にはみ出した樹木の枝に、相手方が運転する車両が衝突し、ボンネットとアンテナが破損した。また、土の路肩に右側車輪が落ち、タイヤが破損した。 3 専決処分日 令和 6 年 10 月 4 日 〔 都市建設部：道路課 〕	

承認第 9 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算(第 6 号)〉
1 要 旨 令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの 2 内 容 令和 6 年 1 0 月 9 日の衆議院解散に伴い、令和 6 年 1 0 月 2 7 日投開票の衆議院議員総選挙の執行に要する経費が早急に必要になったことから、当該事業に係る経費を令和 6 年度一般会計補正予算（第 6 号）により補正を行った。 3 専決処分日 令和 6 年 1 0 月 9 日 〔 市長公室：政策経営課 〕	

令和6年度 一般会計補正予算第6号 R061009専決

No	事業	内 容	単位：千円
1	職員等人件費		10,884
	時間外勤務手当		10,284
	管理職員等特別勤務手当		600
2	衆議院議員総選挙に要する経費		18,433
	委員等報酬		2,471
	消耗品費		2,894
	通信運搬費		1,614
	ポスター掲示板設置及び撤去委託		1,778
	投開票システム等保守点検業務委託		2,150
	投開票所用備品		3,000
合 計			29,317

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

承認第 10 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算(第 7 号)〉
1 要 旨 令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの 2 内 容 ふるさと応援寄附の想定以上の伸びにより、ふるさと応援寄附に要する経費のうち謝礼品及び手数料等の経費が早急に必要になったほか、人事異動等により不足する人件費に係る経費を令和 6 年度一般会計補正予算（第 7 号）により補正を行った。 3 専決処分日 令和 6 年 11 月 12 日 〔 市長公室：政策経営課 〕	

令和6年度 一般会計補正予算第7号 R061112専決

No	事業	内	容	単位：千円
1	基金運用益等の積立に要する経費			110,000
	地域づくり基金積立金			110,000
2	ふるさと応援に要する経費			45,700
	ふるさと応援寄附金謝礼品			28,500
	ふるさと納税一括業務委託			15,000
	ふるさと納税証明書発行等業務委託			2,000
合 計				186,405

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第 6 5 号	かすみがうら市再編関連訓練移転等交付金基金条例の制定について【新規】
1 要 旨 再編関連訓練移転等交付金交付要綱（平成 2 9 年防衛省訓令第 2 6 号）に基づき、防衛省から交付される再編関連訓練移転等交付金を活用し、地域の利便性向上を目的とした事業を円滑かつ効率的に推進するため、この条例を制定するもの 2 内 容 （１） 基金の名称 かすみがうら市再編関連訓練移転等交付金基金 （２） 条例案の主な内容 ア 基金の積立額（第 2 条関係） ・ 基金に積み立てる額は、毎年度の一般会計歳入歳出予算で定める額 イ 基金の処分（第 5 条関係） ・ 防衛省が定める対象事業に要する経費に充てる場合に限り、全部又は一部を処分 ウ その他の事項 ・ 基金の管理等に関して必要な事項 3 施行年月日 公布の日 〔 市長公室：政策経営課 〕	

議案第 6 6 号	かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 固定資産税の納期（第 3 期及び第 4 期）を、地方税法第 3 6 2 条に規定する固定資産税の納期に合わせるため、この条例を制定するもの 2 内 容 （1） 固定資産税の納期（第 6 7 条関係） ア 第 3 期の納期を「9 月 1 日から同月 3 0 日まで」を「1 2 月 1 日から同月 2 5 日まで」に変更 イ 第 4 期の納期を「1 1 月 1 日から同月 3 0 日まで」を「翌年 2 月 1 日から同月末日まで」に変更 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日 〔 総務部：税務課 〕	

議案第 6 7 号	かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 子ども・子育て支援法等の一部改正により、児童手当など子育て世帯を対象に支援の拡充がされたことから、当該改正に準拠した取組みとするほか、所用の改正をするため、この条例を制定するもの 2 内 容 (1) 妊産婦（第 5 条第 1 号関係） ア 所得制限の見直し→児童手当法施行令の一部改正に準拠し、 令和 6 年 1 0 月 1 日から撤廃 (2) 重度心身障害者等（第 5 条第 3 号関係） ア 所得制限の見直し→所得税法改正に伴う特別児童扶養手当法施行令の一部改正に準拠せず、県基準に準拠するものとして、令和 6 年 8 月 1 日から従前の取扱いを継承（実質緩和） 3 施行年月日 公布の日 〔 市民部：国保年金課 〕	

議案第 6 8 号	かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例の 制定について【一部改正】
1 要 旨 保育所の入所要件の見直し及び市立第一保育所を閉所することに伴い、 この条例を制定するもの 2 内 容 (1) 入所要件の改正（第 5 条関係） ア 保育所入所の要件について、精神病又は悪癖を有する者の入 所を制限する規定を削除 (2) 第一保育所の閉所（別表関係） ア 令和 7 年 3 月 3 1 日をもって市立第一保育所を閉所すること に伴い、別表から第一保育所を削除 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、入所の要件については、公布 の日から施行する。 〔 保健福祉部：子育て支援課 〕	

議案第 6 9 号	令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）
-----------	-------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 2 千 8 3 6 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 9 1 億 4 千 9 2 5 万 3 千円とするもの

2 内 容

（１） 歳入の補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	2, 839, 355	149, 101	2, 988, 456
県支出金	1, 547, 438	△88, 994	1, 458, 444
繰越金	256, 102	68, 259	324, 361
歳入合計	19, 020, 887	128, 366	19, 149, 253

（２） 歳出の補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
総務費	2, 993, 411	20, 892	3, 014, 303
民生費	6, 833, 923	111, 776	6, 945, 699
農林水産業費	734, 718	△5, 558	729, 160
教育費	1, 800, 233	1, 256	1, 801, 489
歳出合計	19, 020, 887	128, 366	19, 149, 253

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
庁舎一般管理に要する経費	2,512	総務課
基金運用益等の積立に要する経費	14,920	政策経営課
戸籍事務に要する経費	3,003	市民課
住民基本台帳事務に要する経費	457	市民課
イ 民生費の事業費		
障害者給付に要する経費	21	社会福祉課
障害者自立支援に要する経費	173,755	社会福祉課
長寿社会づくりに要する経費	△122,307	介護長寿課
介護保険特別会計繰出に要する経費	8,929	介護長寿課
医療福祉に要する経費	3,901	国保年金課
児童扶養手当支給に要する経費	889	子育て支援課
児童手当支給に要する経費	42,671	子育て支援課
民間保育所に要する経費	3,542	子育て支援課
放課後児童健全育成に要する経費	375	大塚児童館
ウ 農林水産業費の事業費		
農業振興に要する経費	△10,125	農林水産課
有機農業推進に要する経費	901	農林水産課
土地改良整備支援に要する経費	3,666	農林水産課

エ 教育費の事業費

図書館運営に要する経費	167	図書館
富士見塚古墳公園管理運営に要する経費	489	歴史博物館
埋蔵文化財に要する経費	600	歴史博物館

〔 市長公室：政策経営課 〕

令和6年度 一般会計補正予算第8号 R061128第4回定例会

No	事業	内 容	単位：千円
1	庁舎一般管理に要する経費		2,512
		自動紙折機	818
		シュレッダー	737
		郵便料金計器	957
2	基金運用益等の積立に要する経費		14,920
		再編関連訓練移転等交付金基金積立金	14,920
3	戸籍事務に要する経費		3,003
		戸籍情報システム改修委託	3,003
4	住民基本台帳事務に要する経費		457
		コンビニ交付事業委託	117
		キャッシュレス機器保守委託	220
5	障害者給付に要する経費		21
		国庫負担金等超過交付金還付金	21
6	障害者自立支援に要する経費		173,755
		障害福祉サービス費事業	139,421
		障害児給付費事業	34,334
7	長寿社会づくりに要する経費		△122,307
		地域医療介護総合確保基金事業補助金	△62,307
		社会福祉施設整備費補助金	△60,000

No	事業	内 容	単位：千円
8	介護保険特別会計繰出に要する経費		8,929
		介護保険特別会計繰出金	8,929
9	医療福祉に要する経費		3,901
		交付金・負担金超過交付返還金	3,901
10	児童扶養手当支給に要する経費		889
		国庫負担金等超過交付金返還金	889
11	児童手当支給に要する経費		42,671
		児童手当	41,380
		国庫負担金等超過交付金返還金	1,291
12	民間保育所に要する経費		3,542
		国庫補助金等返還金	3,542
13	放課後児童健全育成に要する経費		375
		保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金	375
14	農業振興に要する経費		△10,125
		農業次世代人材投資資金経営開始型補助金	△2,625
		経営発展支援事業補助金	△7,500
15	有機農業推進に要する経費		901
		オーガニック推進協議会補助金	901
16	土地改良整備支援に要する経費		3,666
		県単土地改良上乗せ補助金	3,666

No	事業	内	容	単位：千円
17	図書館運営に要する経費			167
		会計年度任用職員費用弁償		167
18	富士見塚古墳公園管理運営に要する経費			489
		手数料		489
19	埋蔵文化財に要する経費			600
		試掘作業用重機借上料		600
	合	計		128,366

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第 70 号	令和 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
----------	-----------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 7 千 1 4 2 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3 8 億 9 千 4 9 6 万 5 千円とするもの

2 内 容

（１） 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
保険料	828, 877	20, 000	848, 877
国庫支出金	810, 230	7, 187	817, 417
支払基金交付金	956, 610	19, 286	975, 896
県支出金	540, 375	12, 401	552, 776
繰入金	625, 028	8, 929	633, 957
繰越金	43, 272	3, 626	46, 898
歳入合計	3, 823, 536	71, 429	3, 894, 965

（２） 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
保険給付費	3, 519, 908	71, 429	3, 591, 337
歳出合計	3, 823, 536	71, 429	3, 894, 965

（３） 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 保険給付費の事業費		
居宅介護サービス等給付に要する経費	63, 300	介護長寿課
介護予防サービス給付に要する経費	8, 129	介護長寿課

〔 保健福祉部：介護長寿課 〕

議案第 7 1 号	令和 6 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）			
1 要 旨				
今回の補正は、予算書第 4 条に定めた資本的支出の予定額 6 億 8 千 2 4 9 万 3 千円を 1 2 3 万円増額し、資本的支出の予定額を 6 億 8 千 3 7 2 万 3 千円とするもの				
2 内 容				
(1) 資本的支出の補正				(単位：千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
資本的支出		682, 493	1, 230	683, 723
	建設改良費	370, 557	1, 230	371, 787
〔 上下水道部：上下水道課 〕				

議案第 7 2 号	令和 6 度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第 1 号）			
1 要 旨				
今回の補正は、予算書第 3 条に定めた収益的支出の予定額 1 3 億 4 千 6 百 8 万 9 千円を 7 6 万 1 千円増額し、収益的支出の予定額を 1 3 億 4 千 6 百 8 5 万円とするもの				
2 内 容				
(1) 収益的支出の補正				(単位：千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
下水道事業費 用		1, 346, 089	761	1, 346, 850
	営業費用	1, 230, 194	761	1, 230, 955
〔 上下水道部：上下水道課 〕				

議案第 7 3 号	公の施設の区域外設置に関する変更協議について
1 要 旨 土浦市と本市との行政界において土浦市が土浦市道Ⅰ級 4 2 号線を整備するに当たり、本市の行政区域内に当該市道の一部を設置することから令和 3 年度に両市で協議書を締結した。このたび、土浦市から整備計画の一部見直しにより協議内容を変更する必要性が生じたため地方自治法第 2 4 4 条の 3 第 1 項の規定に基づく協議の申し出がありましたことから、地方自治法第 2 4 4 条の 3 第 3 項の規定により議会の議決を求めるもの 2 変更内容 (1) 設置の場所 [変更前] かすみがうら市宍倉 6 1 6 1 番 1 から かすみがうら市宍倉 6 1 6 1 番 6 9 まで [変更後] かすみがうら市宍倉 6 1 6 1 番 1 地先から かすみがうら市宍倉 6 1 6 1 番 6 9 地先まで (2) 経費の負担（対象経費：事業費から国の交付金等を除いた額） [変更前] 土浦市 7 4 % かすみがうら市 2 6 % [変更後] 土浦市 8 0 % かすみがうら市 2 0 % ※事業地の面積比。 3 その他 (1) 概算事業費 4 9 0 , 6 8 1 千円（内国補：2 2 7 , 2 7 0 千円） (2) 完成予定 令和 9 年度 (3) その他 別紙をご参照ください。 〔 都市建設部：道路課 〕	

土浦市道Ⅰ級４２号線の区域外設置に関する変更協議書

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２４４条の３第１項の規定により、土浦市道Ⅰ級４２号線の一部をかすみがうら市の区域に下記のとおり設置する。

令和 年 月 日

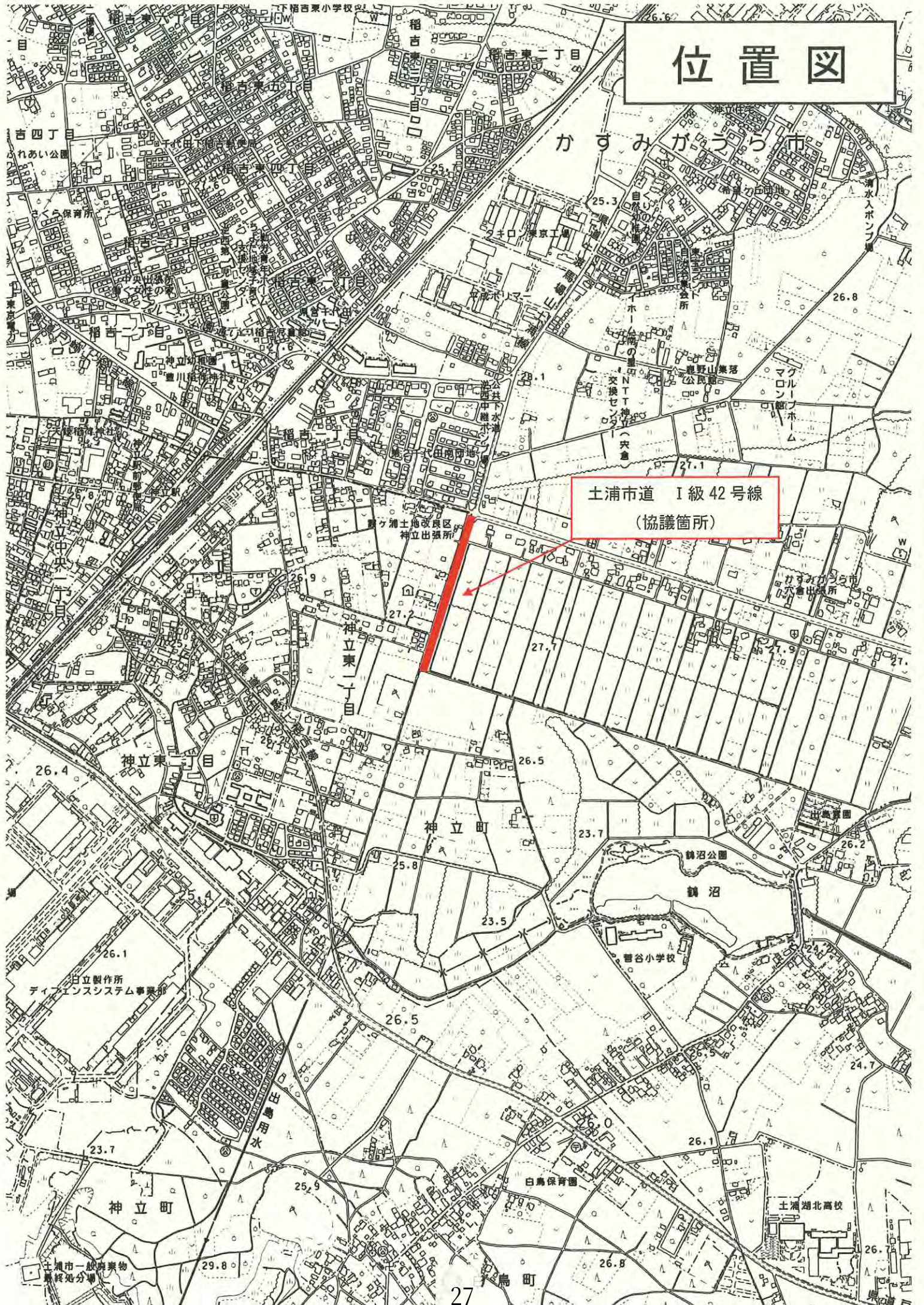
土 浦 市 長 安 藤 真 理 子

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

記

- 1 施設の名称 土浦市道Ⅰ級４２号線
- 2 設置の場所 かすみがうら市穴倉６１６１番 １地先から
かすみがうら市穴倉６１６１番６９地先まで
- 3 位 置 図 別紙のとおり
- 4 経費の負担 道路施設の設置に関する経費については、両市が負担するものとし、その負担割合は、別に定めるものとする。
- 5 そ の 他 この協議書に定めのないことについては、その都度両市で協議を行い定めるものとする。

位置図



土浦市道 I 級 42 号線
(協議箇所)

土浦市道Ⅰ級４２号線の整備に関する経費の負担について

「土浦市道Ⅰ級４２号線の区域外設置に関する協議書」に定める両市における経費の負担については、次のとおりとする。

１ 経費支弁の方法

整備事業に必要となる経費は、土浦市の事業費、かすみがうら市の負担金及び国の交付金並びにその他の収入をもってこれに充てる。

２ 負担割合

前項の負担金は、次の表に定めるところによる。

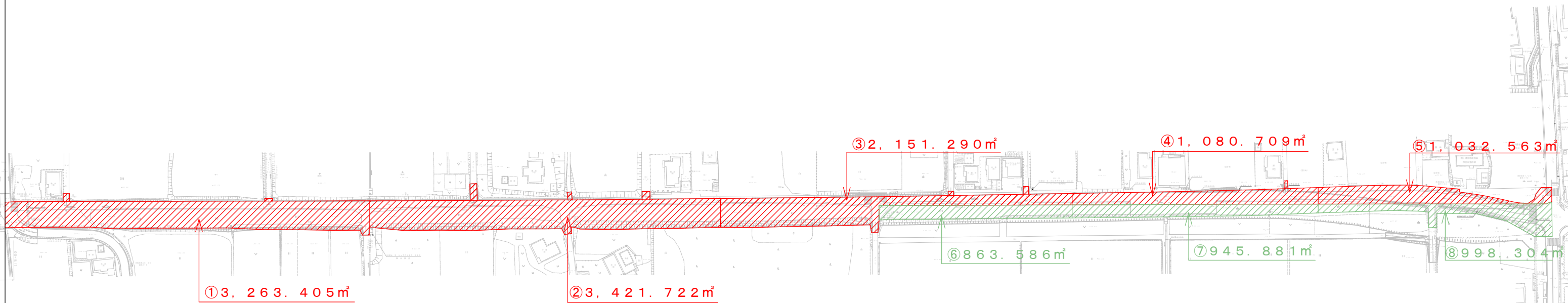
経 費 の 内 容	負 担 割 合
市道Ⅰ級４２号線整備事業に関する経費及びこれらに付帯する経費	両市それぞれの市域に属する事業地の面積比に相当する割合 土 浦 市：１００分の８０ かすみがうら市：１００分の２０
その他の経費（補償算定費等）	土浦市が負担する。

３ 負担金の支払

かすみがうら市は、当該年度に負担すべき費用を前項の表に定める負担割合に基づき、土浦市の請求により、速やかに土浦市に支払うものとする。

田村沖宿線延伸道路Ⅱ期 整備箇所図（変更）

Ⅱ期区間



総整備面積：13,757.460㎡（A）

Nb.	整備面積(土浦市)
①	3,263.405㎡
②	3,421.722㎡
③	2,151.290㎡
④	1,080.709㎡
⑤	1,032.563㎡
計	10,949.689㎡（B）

Nb.	整備面積(かすみがうら市)
⑥	863.586㎡
⑦	945.881㎡
⑧	998.304㎡
計	2,807.771㎡（C）

◎整備面積割合

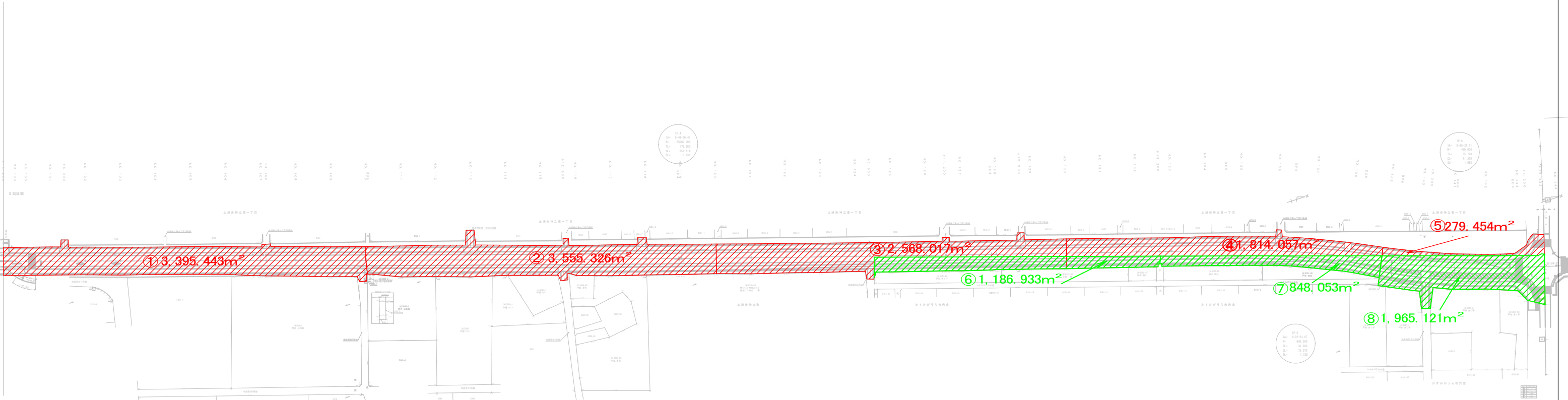
土浦市：（B）／（A）*100≒80%

かすみがうら市：（C）／（A）*100≒20%

※土浦市区間については、買収範囲（整備が伴う法面下）まで
かすみがうら市区間は整備が伴う法面下、法面が無い区間は
構造物までの面積とした。

田村沖宿線延伸道路Ⅱ期 整備箇所図

【参考】変更前



総整備面積: 15,612.404m²(A)

Nb.	整備面積(土浦市)
①	3,395.443m ²
②	3,555.326m ²
③	2,568.017m ²
④	1,814.057m ²
⑤	279.454m ²
計	11,612.297m ² (B)

Nb.	整備面積(かすみがうら市)
⑥	1,186.933m ²
⑦	848.053m ²
⑧	1,965.121m ²
計	4,000.107m ² (C)

凡例(面積)	
	: 道路整備箇所(土浦市)
	: 道路整備箇所(かすみがうら市)

◎整備面積割合

土浦市: (B) / (A) *100≒74 %

かすみがうら市: (C) / (A) *100≒26 %

議案第 7 4 号	市道路線の廃止について
1 要 旨 道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるもの 2 内 容 西成井地内に位置する路線について、法定外公共物として貸付けをするため廃止するもの （1） 廃止しようとする路線 ア 路線名 市道 2 3 8 4 号線 イ 延 長 1 9 4 . 8 1 メートル 〔 都市建設部：道路課 〕	

詳細位置図

